

防 災 計 画

(消防計画・Ｊアラート対応を含む)

東根市立長瀬小学校

東根市立長瀬小学校 防災計画書

(消防計画書・Jアラート対応を含む)

1 目的

火災・地震・風水害・落雷等の不慮の災害発生の際、児童の生命の安全を確保し、校舎・教具並びに重要文書の防護に努め、被害を最小限に止めることを目的とする。

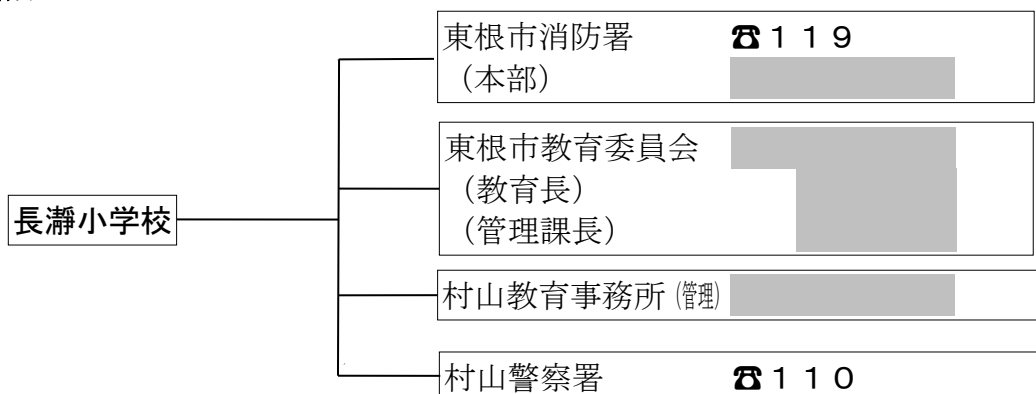
2 方針

- (1) 児童の生命の安全を第一義とする。
- (2) 災害にあたっては、担任の指示に従い、整然と迅速に秩序正しく避難させ、集団行動の徹底を図る。

3 避難と行動

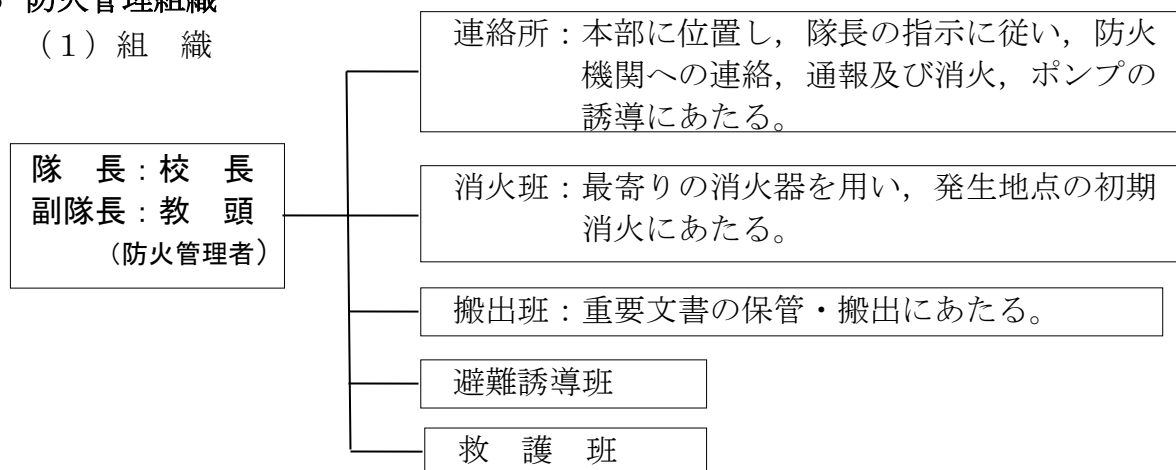
- (1) **想定1** 「学校付近より出火・延焼のおそれがある場合」
 - ①通報の方法：校内放送・校内サイレン等
 - ②行 動：口にハンカチをあて、赤白帽子をかぶらせ、上履きのまま避難させる。
- (2) **想定2** 「校内より出火」
 - ①避難の方法：発生場所を大声で知らせ、同時に校内放送、校内サイレンで避難の合図をすると共に関係機関へ通報する。
 - ②学級担任は、速やかに避難経路を判断して避難させる。
 - ③避難終了後、各係は部所につき、本部の指示を受ける。
- (3) **想定3** 「地震・その他の災害」
 - ①通報・避難方法：火災の場合に準ずる。
 - ②行 動：火気使用の場合は火を消して電源を切る。
窓や戸をあけ、帽子を着用させる。
避難の際には、頭上に注意させる。
震度の大きな地震のときは、声を出さずに丈夫なものの下や机の下などに避難させる。
震度が大きく余震が頻繁に続くなど、早急に帰宅させた方がよい場合には、携帯メールで保護者に連絡をし、児童を引き渡す。
- (4) **想定4** 「不審者侵入等」
 - ①校内侵入：関係機関へ通報し、各学級へ校内放送等で知らせる。担外は侵入者の場所の確認・関連機関到着までの説得にあたる。学級担任は、指示に従い児童を待機または避難させる。児童を帰宅させた方がよい場合には、携帯メールで保護者に連絡をし、児童を引き渡す。
 - ②教室侵入：担任は児童の安全確保と通報を行う。隣接教室の担任は児童の安全確保と職員室への通報を行う。職員室にいる職員は関係機関に通報し、当該教室へ急行し、関係機関が到着するまで説得にあたる。

4 非常連絡について



5 防火管理組織

(1) 組 織



(2) 一般火気使用責任者

- 電気関係火元責任者 : 教頭・技能士
- 危険物関係火元責任者 : 教頭・技能士
- 建築物の検査 : 教頭・技能士
- 火気使用施設検査 : 教頭・教務主任・技能士
- 電気施設設備検査 : 教頭・教務主任・技能士
- 危険物・特殊可燃物検査 : 教頭・安全主任・技能士
- 機械室設備検査 : 教頭・技能士
- 消火点検 : 教頭・技能士
- 避難設備点検 : 教頭・教務主任・技能士
- 消火設備点検・整備 : 教頭・技能士

6 防災・安全計画

月	災害・火災・交通訓練等	点検・整備	月	災害・火災・交通訓練等	点検・整備
4	・警報防災研修 ・避難訓練① (火災想定)	設備点検 通学路点検 学校安全点検 ボイラー停止	10		学校安全点検
5	・避難訓練② ・自転車の乗り方	学校安全点検	11		学校安全点検 ボイラー点検
6	・児童引き渡し訓練 (隔年：地域連携)	学校安全点検	12		学校安全点検 ボイラー始動
7	・不審者想定対応訓練	学校安全点検	1	・避難訓練④ (積雪時の火災想定)	設備点検 学校安全点検 冬季通学路点検
8		設備点検 学校安全点検	2		学校安全点検
9	・避難訓練③ (地震想定)	学校安全点検 通学路点検	3		学校安全点検

7 災害避難訓練実施計画

(1) 目的 種々の災害によって発生する災害を最小限度にとどめる。

- ①児童の安全確保につとめる。
- ②重要文書類の防護につとめる。
- ③校舎・校具の安全につとめる。
- ④集团的・社会的行動の訓練につとめる。

(2) 避難防災計画

①全校での避難訓練を年4回実施する。

- ②編 成
- 本 部 : 校長(教頭)
 - 児童避難誘導班 : 学級担任
 - 救護班 : 養教・司書
 - 警報班 : 教頭・教務主任
 - 搬出班 : 主事・教頭
 - 連絡班 : 教頭・教務主任
 - 消火班 : 技能士・男子教員

- ③任 務
- 本 部 : 速やかに行動を指示するとともに、関係方面に連絡をとり、協力を要請する。
 - 避難誘導班 : 避難命令により、速やかに安全に避難させ、本部に学級ごとの人数を報告する。
 - 救護班 : 児童の避難場所に同行し、けが・火傷・急病等の児童の身体的事故の発生に対して、応急処置を施し、安全に避難させる。
 - 警報班 : 災害状況の伝達、避難の指示を速やかに行う。
 - 搬出班 : 重要書類(非常持出し)重要物を搬出し監視する。
 - 連絡班 : 避難状況及び事故の有無を把握し、速やかに本部に報告してその後の行動を児童係に連絡する。
 - 消火班 : 初期消火(消火器・消火栓)は男子教員が本部長の指揮に従って速やかに行う。

④災害通報 本部は、マイク、サイレンで速やかに災害状況を報告し、避難場所を指示する。

- ⑤避難訓練
- ◇第一避難場所 : 校庭南東側(かりがねの丘前)
 - ◇第二避難場所 : 西側職員駐車場
 - ◇第三避難場所 : 公民館広場

⑥避難口(別紙図)

- 火災の場合は・出火点によって異なるので本部の指示を待つ。
- 緊急の場合は、廊下西側非常口・児童昇降口・職員玄関・保健室避難口より避難。

- ⑦その他
- 重要書類には、常に非常持出しの赤札をはり、明示しておく。
 - 消火器・消火栓は点検し、常に使用可能にしておく。
 - 避難口の戸は整備し、常に開放自在の状態にしておく。
 - 夜間の火災発生の場合、学校職員は、通報連絡により速やかにかかけつけて校舎防護にあたる。

(3) 避難訓練等年間計画

回	月	目 的	想 定	避 難 行 動 等	備 考
1	4月	- 避難の順序や方法を身につけさせ、常に火災から身を守る習慣を身につけさせる。 - 地震による火災発生の際、児童を安全に、しかも速やかに避難させる。	地震により、家庭科室より出火 南東の風延焼のおそれあり	①学習を中止し、戸や窓を開け、頭を保護して机の下にもぐる。 (机は窓から離す) ②放送を静かに最後まで聞く。 ③赤白帽子を着用し、ハンカチを口に当てる。 ④避難開始の合図で避難する。	事前指導を行う。 防火シャッターを下ろした状態での避難を行う。
2	6月	【人的災害避難訓練・学習】 - 不審者（校内、校外） - 不審電話等	侵入者 校外生活 家庭	- 担任の指示に従う。 - 単独下校を避ける。子供 110 番 - 対応行動反復指導と家庭周知。	警察署生活安全課より指導を受ける。
3		【児童引き渡し訓練（隔年）】 非常災害や不審者等に備え、保護者に児童を安全、迅速、確実に引き渡す方法を訓練	非常災害 不審者等	①児童は、体育館に避難待機。 ②マメールにより児童引渡し連絡を保護者・関係者に一斉送信 ③名簿により、時刻、引渡者をチェックし、確実に引き渡す。	学童・地域連携
4	9月	- 避難の順序や方法を身につけさせ、地震に対し常に安全に対処する習慣を身につけさせる。 - 児童を安全に、しかも速やかに避難させる。 - 非常時に自宅まで保護者と共に安全に帰宅できるようにする。	地 震	①学習を中止し、戸や窓を開け、頭を保護して机の下にもぐる。 (机は窓から離す) ②次の放送まで静かに待つ。 ③放送等の指示により赤白帽子を着用し避難する。 ④連絡を受け迎えに来た保護者と安全に下校する。	昼間休みに予告なしで行い、自分たちで行動できる態勢づくりをする。 連絡は、マメールを活用する。
5	1月	- 冬季の安全な避難方法を身につけさせる。 - 児童を安全に、しかも速やかに避難させる。	校舎ボイラー室より出火	①学習を中止し、放送を静かに最後まで聞く。 ②赤白帽子を着用し、ハンカチを口に当てる。 ③出入り口を確保し、教室や廊下の窓を閉める。 ④避難開始の合図で避難する。	暖房器具は使用者が確実に消火する。

8 非常災害時における保護者への連絡・引き渡し、及び、留意点

(1) 連 絡

- 非常時マメールを使って、各家庭、及び、関係者に連絡。
- 電話連絡が必要な時・・・学級連絡網を使い、電話で各家庭に直接連絡。
- 電話が使えないとき・・・学校の広報車にて広報、及び、各所掲示板に広報掲示。

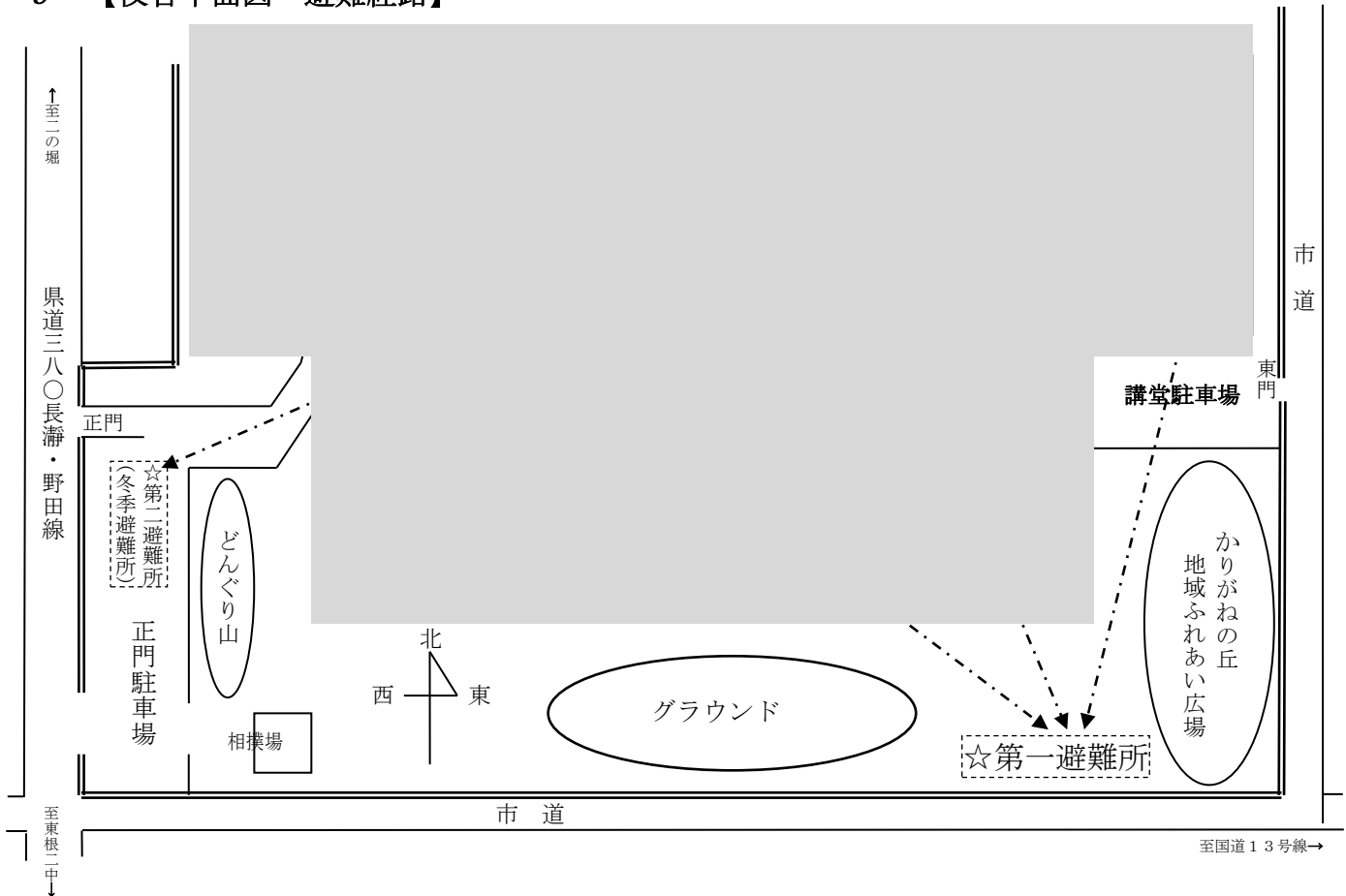
(2) 引き渡し

- 判断・・・震度 5 以上の地震、及び、児童のみでの下校が危険と校長が判断した場合。
- 方法・・・担任（担当職員を含む）が保護者・児童を確認しながら確実に引き渡す。

(3) 待機場所

- 体育館を基本とする。状況によってはグラウンドとする。

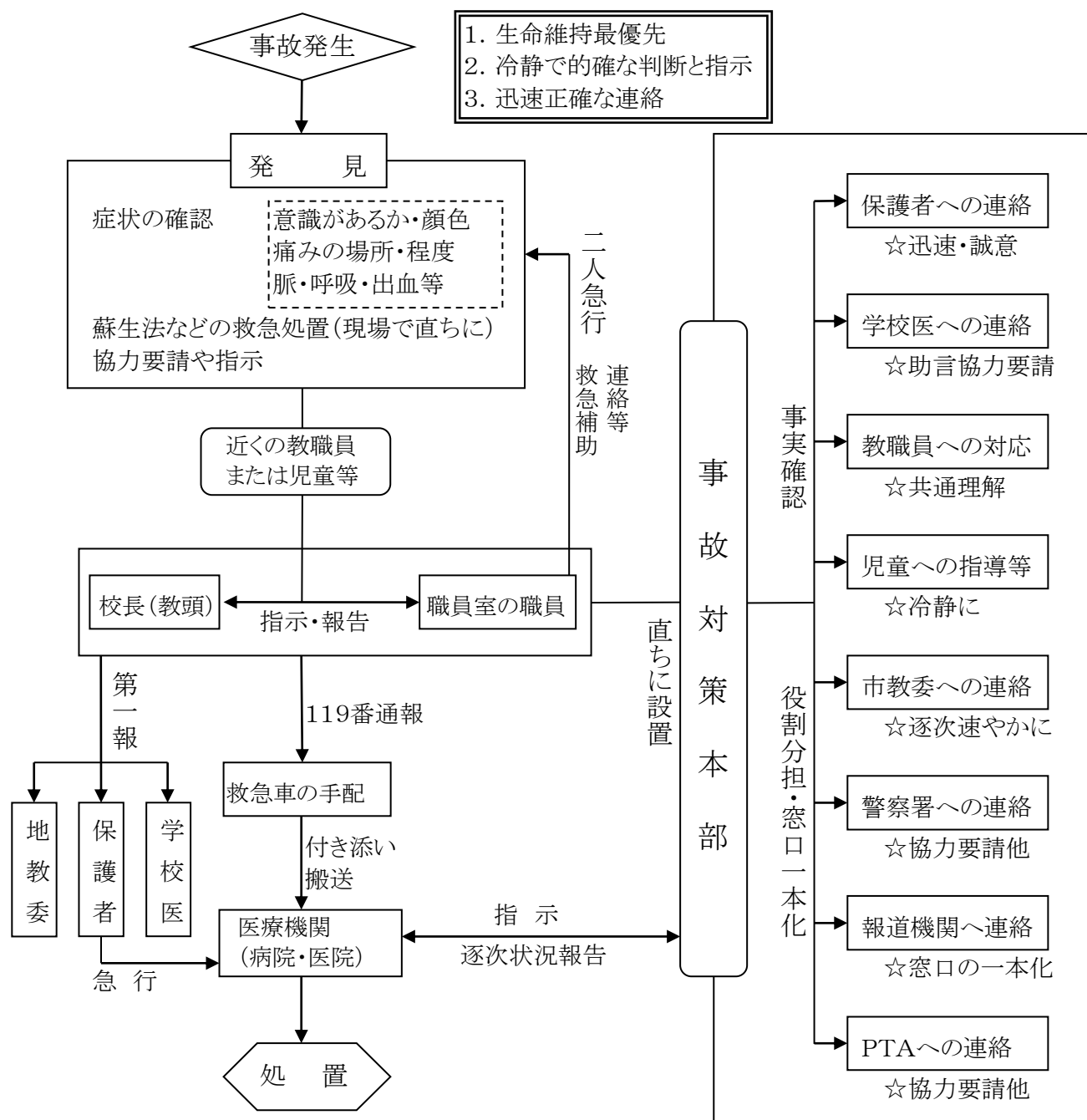
9 【校舎平面図・避難経路】



10 【学区内こども110番連絡所】

番号	連絡先	電話番号	子ども会
1	齋藤慶実さん宅		
2	齋藤萬助商店		
3	五黄精機		
4	渡辺針灸院		
5	東根市農協長瀬支所		
6	長瀬公民館		
7	間木野商店		
8	長瀬郵便局		
9	渡辺秀男さん宅		
10	元木燃料店		
11	吉田中央店		
12	青野鮮魚店		
13	保科燃料店		
14	(株)植松商店		
15	理容スズキ		
16	棚橋時計店		
17	保科正一さん宅		
18	大石永二郎さん宅		
19	(有)住 建		
20	(株)海藤ダクト工業		

1 1 【緊急連絡体制】



☆緊急対策

1. 事態の正確な把握(5W1H)
2. 沈静化・応急処置
 - ①事故者への救急対応
 - ②教職員の役割分担
 - ③加害者・被害者への対応
3. 一般児童への指導

☆事後指導

1. 校内指導体制の確立
 - ①共通理解・校長のリーダーシップ
 - ②緊急の指導と長期的な指導
2. 児童への指導
 - ①当事者への指導
 - ②一般児童への指導
3. 保護者への対応

1 2 緊急時の職員動員計画

(1) 想定される緊急事態

①全職員招集

ア 災害

【震度5弱以上を記録したとき、大規模災害発生で学校が避難所となったとき】

イ 児童の重大事故【交通事故（死亡）、誘拐 等】

ウ 職員の重大事故

【交通死亡等、重大信用失墜行為に係る事件(体罰, 刑事, 違反等)】

エ その他【学校火災, 近辺火災, 市教委あるいは校長の指示あるとき】

②職員招集

ア (1) の①～④の内容でその程度により、校長の指示による。

※地震について

【震度4を記録したとき、管理職・技能士・東根市在住職員(教職員1/2)】

【震度3を記録したとき、校長判断】

イ 招集該当者は校長の判断による。

例【児童・保護者の怪我・入院】

(2) 児童電話連絡網による保護者への注意の喚起・周知

① 保護者・地区民等より通報のあった事案で緊急を要するもの

【宅配を装った詐欺未遂事案, 不審者出没事案, その他】

② 市教委より通報のあった事案

【内容は(1)に準ずる。】

③ その他

(3) 通報を要する事案(職員)

① 子供の事件事故で、保護者や関係者よりの通報があった事案

② 自分自身の交通事故・違反

③ その他

【通報の流れ】児童・保護者⇒担任⇒教頭⇒校長

※最緊急の場合は直接校長に通報し指示を仰ぐ。

(4) その他

① 児童への安全指導は、繰り返し具体的に行う。(十分な事前指導)

② 保護者との連絡を密にし、信頼関係を確立する。(保護者との連携)

③ 電話等での緊急連絡がすぐとれるように心がける。(緊急時即応態勢)

＜Ｊアラート発動後の対応マニュアル＞

1 Jアラートが発動された場合の対応

＜職員＞

（１）職員が自宅にいる時間帯の場合（出勤前）の対応

※ 出勤中、夜間、休日の場合は、校長、教頭、教務で対応する。

山形県を含む日本領土に着弾した場合は、東根市内の職員は、参集する。

- ①基本行動：自宅待機し、次の行動に備える。
- ②校長と教頭は連絡を取り合い、対応と役割を確認する。
- ③校長、教頭は、テレビ、ラジオ等の政府発表の情報に注視する。
- ④職員は、テレビ、ラジオ等の政府発表の情報に傾注し、校長（教頭）の連絡を待つ。
- ⑤政府発表により、当面の行動の安全を確認後、校長、教頭、教務は、学校に参集し、情報を整理し、校長（教頭）の指示により、次の行動を取る。

＜山形県上空通過後、日本の領土以外に着弾し、当面の安全が確保できる場合＞

- ①教頭は、校舎内外の安全を確認し、校長に報告する。
- ②教務は、引き続き、情報の収集にあたり、校長（教頭）に報告する。
- ③校長は、職員の出勤の安全を判断する。
- ④教頭は、校長の職員出勤の判断に基づき、職員に、通学路の安全、落下物等を確認しながら出勤することをマメール配信する。
- ⑤参集した職員は、校長（教頭）に通学路の状況を報告する。
- ⑥通学路の安全が確保できると判断される場合にのみ、校長（教頭）は、市教委に児童登校の決定を報告する。
- ⑦職員は、分担により、通学路上に立哨する。
- ⑧教頭は、マメールにより、通学の安全や落下物等に注意しながら登校することを家庭に配信する。
- ⑨登校後、担任は、児童の心身の様子を観察しながら、児童からの情報の収集やケアを行うとともに、状況を校長（教頭）に報告する。
- ⑩教頭は、児童の無事登校を家庭にマメール配信する。

＜山形県以外通過後、日本の領土以外に着弾し、当面の安全が確保できる場合＞

- ①校長の安全判断後、教頭は、職員に、通常通り出勤することをマメール配信する。
- ②校長（教頭）は、市教委に児童登校の決定を報告する。
- ③教頭は、マメールにより、通常通り登校することを家庭に配信する。
- ④登校後、担任は、児童の心身の様子を観察しながら、状況を校長（教頭）に報告する。

＜山形県を含む日本領土に着弾した場合＞

- ①学校教育法施行規則 63 条、及び、東根市小中学校管理規則第 11 条の規定に基づき、校長は、臨時休業を決定する。
- ②校長（教頭）は、市教委に臨時休業を行い、授業を行わないことを報告する。
- ③校長（教頭）は、可能な情報伝達手段により、東根市内の職員の参集を指示する。
- ④教頭は、校舎内外の損壊の状況を確認するとともに、児童の安否の確認を職員に指示し、情報を整理し、校長に報告する。
- ⑤教務は、内外の情報と児童の安否情報の収集にあたる。
- ⑥校長（教頭）は、市教委への適時報告と連携を保持し、地域とも連携しながら、児童、職員の安全を最優先し、対応する。

（２）児童が登校中、職員も出勤中の時間帯の場合

- ①基本行動：近くの建物等に避難、学校参集後、児童の安全を確保する。
- ②校長、教頭は、テレビ、ラジオ等の政府発表の情報に注視する。
- ③職員は、テレビ、ラジオ等の政府発表の情報に傾注し、当面の行動の安全を確認後、児童の通学路の安全や落下物等を確認しながら出勤し、校長（教頭）の指示により、次の行動を取る。

<山形県上空通過後、日本の領土以外に着弾し、当面の安全が確保できる場合>

- ①校長（教頭）は、職員の立哨を指示する。
- ②職員は、児童の安全の確保と落下物等に注意しながら、通学路上に立哨する。
- ③教頭は、校舎内外の安全を確認し、校長に報告する。
- ④教務は、引き続き、情報の収集にあたり、校長（教頭）に報告する。
- ⑤職員は、立哨終了後、校長（教頭）に状況を報告する。
- ⑥校長（教頭）は、それまでの状況と対応を市教委に報告する。
- ⑦児童登校後、担任は、児童の心身の様子を観察しながら、児童からの情報の収集やケアを行うとともに、状況を校長（教頭）に報告する。
- ⑧児童の全員無事登校を確認後、校長（教頭）は、児童の無事と通常授業を市教委に報告する。
- ⑨教頭は、マメールにより、児童の無事を家庭に配信する。

<山形県以外通過後、日本の領土以外に着弾し、当面の安全が確保できる場合>

- ①職員は、通常通り出勤する。
- ②児童登校後、担任は、児童の心身の様子を観察しながら、状況を校長（教頭）に報告する。
- ③校長（教頭）は、市教委に児童登校の無事登校と通常授業を報告する。
- ④教頭は、マメールにより、児童の無事を家庭に配信する。

<山形県を含む日本領土に着弾した場合>

- ①学校教育法施行規則 63 条、及び、東根市小中学校管理規則第 11 条の規定に基づき、校長は、臨時休業を決定する。
- ②校長（教頭）は、市教委に臨時休業を行い、授業を行わないことを報告する。
- ③校長（教頭）は、出勤している職員の協力を得、通学路の立哨を指示する。
- ④職員は、立哨を行い、児童の安全確保と安否を確認する。
- ⑤教頭は、校舎内外の損壊の状況を確認するとともに、児童と職員の安否の確認を行う。
- ⑥教務は、内外の情報と児童と職員の安否情報の収集にあたる。
- ⑦児童登校後、保護者への引渡しを行うことを可能な限りの情報手段で家庭に伝え、安全確実に引き渡す。
- ⑧校長（教頭）は、児童全員と職員全員の安否を確認し、市教委に報告する。

(3) 児童が下校中の場合の対応

- ①基本行動：着弾確認後、児童を安全に下校させる。
- ②校長、教頭は、テレビ、ラジオ等の政府発表の情報に注視する。
- ③職員は、校長（教頭）の指示により、次の行動を取る。

<山形県上空通過後、日本の領土以外に着弾し、当面の安全が確保できる場合>

- ①校長（教頭）は、職員の立哨を指示する。
- ②職員は、児童の安全確保と落下物等に注意し、通学路上に立哨し、下校させる。
- ③教頭は、校舎内外の安全を確認し、校長に報告する。
- ④教務は、引き続き、情報の収集にあたり、校長（教頭）に報告する。
- ⑤職員は、立哨終了後、校長（教頭）に状況を報告する。
- ⑥校長（教頭）は、児童の無事下校と状況を市教委に報告する。

<山形県以外通過後、日本の領土以外に着弾し、当面の安全が確保できる場合>

- ①校長（教頭）は、職員の立哨を指示する。
- ②職員は、通学路上に立哨し、安全に下校させる。
- ③職員は、立哨終了後、校長（教頭）に状況を報告する。
- ④校長（教頭）は、児童の無事下校と状況を市教委に報告する。

<山形県を含む日本領土に着弾した場合>

- ①校長（教頭）は、職員に立哨と児童の安否確認と安全な下校を指示する。
- ②職員は、通学路上にて児童を安全に下校させる。
- ③職員は、立哨終了後、校長（教頭）に状況を報告する。
- ④担任は、可能な限りの連絡手段で、家庭に児童が無事に帰宅していることを確認する。

- ⑤教務は、内外の情報と児童の安否情報を得る。
- ⑥教頭は、校舎内外の損壊の状況を確認するとともに児童の安否情報をまとめる。
- ⑦校長（教頭）は、児童の無事と状況を市教委に報告する。

（４）児童が学校にいる場合

- ①基本行動：児童を安全に避難させる。
- ②担任は、１～３年は、西階段下に、４～６年は、東階段下に避難させる。
- ③身を低くする、窓際から離れる、頭を手やもので覆う等の安全を確保させる。
- ④山形県上空通過、または、県内に着弾の場合、教頭は、校舎内外の状況を確認する。
- ⑤校長は、安全が確保できるまで、児童全員を学校に待機させる。
- ⑥校長は、安全が確保できると判断後、通常の学校生活に戻ることを職員に指示する。
- ⑦着弾の場合は、教頭は、可能な限りの情報伝達手段により、保護者に児童の引渡しを連絡する。
- ⑧担任は、児童引渡しのマニュアルに基づき、児童を安全確実に迅速に保護者に引き渡す。
- ⑨校長（教頭）は、校舎内外の被害状況と保護者への児童引渡しの完了を市教委へ報告する。

＜児童＞

（１）児童が家庭にいる時間帯の場合（登校前・帰宅後・夜間・休日等）

- ①家庭の責任で安全を確保する。
- ②なるべく下の階に行く。
- ③児童は、身を低くする、窓際から離れる、頭を手やもので覆う等の安全を確保する。
- ④安全が確認されるまで自宅待機する。
- ⑤安全確認後は、通常生活に戻る。
- ⑥安全確認後、登校可能になった段階のマメール配信により登校する。
- ⑦登校時間になっても学校からの連絡がない場合は、登校しない。

（２）児童が学校にいる時間帯の場合

- ①担任の誘導により、１～３年は、西階段下に、４～６年は、東階段下に避難する。
- ②児童は、身を低くする、窓際から離れる、頭を手やもので覆う等の安全を確保する。
- ③児童は、安全が確保されるまで学校で待機する。
- ④安全確認後は、通常生活に戻る。

（３）児童の安全な下校が確保できない場合

- ①可能な限りの連絡手段により、保護者は、学校からの連絡を受け、迅速、確実に児童の引渡しを行う、

（４）児童が登下校中の場合

- ①近くの子ども１１０番に避難する。
- ②近くに子ども１１０番がない場合、近くの建物、または、窪地の中に隠れる。
- ③約６分間（およそ３００数えて）何も起こらない場合、安全に気を付けて登校する、または、下校する。

２ 落下物への対応

- （１）落下物等には、近づかない。触れない。危険な化学物質等もあるため、触れたり、有毒なガス等を吸ったりしないようにする。
- （２）落下物等がある場合には、児童は、学校や家の人、または、近くの大人に知らせるようにする。
- （３）保護者は、家庭で落下物等の話を聞いた場合、警察、消防、市役所等に知らせる。学校にも知らせる。
- （４）落下物等の情報がある場合は、学校は、直ちに、市教委、警察、消防に連絡する。

３ 直接の被害があった場合

- （１）保護者は、直ぐに、警察、消防、市役所等に連絡するようにする。学校にも連絡する。
- （２）直接の被害があった場合は、学校は、直ちに、市教委、警察、消防に連絡する。